

建設環境委員会

平成27年9月4日（金）

午前10時01分～午後0時14分

議会第4会議室

【出席委員】山口弘展委員長、山下伸二副委員長、実松尊信委員、池田正弘委員、武藤恭博委員、西岡義広委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】松尾和男委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局 金丸上下水道局長
- ・環境部 田中環境部長
- ・建設部 志満建設部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山口委員長

おはようございます。これより建設環境委員会を開催いたします。

なお、始める前に、松尾委員から本日欠席という連絡が入っておりますので、御報告をさせていただきます。

本日の次第につきましては、お手元に配付しておりますが、まず、5つの案件について、それぞれ執行部からの説明及び質疑を行いたいと思います。

執行部への提言は、来週の火曜日取りまとめる予定になっておりますが、火曜日の取りまとめを円滑に進めるためにも、きょうのうちにある程度委員間討議を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、お手元に決算審査に係る意見・提言についてをお配りしておりますが、このような形で委員会としての意見・提言を取りまとめることになっておりますので、各委員におかれましては、執行部の説明を聞きながら、意見を整理しておいていただきたいと思いますをお願いいたします。

それでは、まず初めに、下水道水洗化率の向上及び下水道整備計画の達成見込みについてということで執行部の説明を受けたいと思います。

◎下水道水洗化率の向上及び下水道整備計画の達成見込みについて 説明

○山口委員長

それでは、執行部から今説明がありましたので、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思えます。

御質疑がある方は挙手をお願いします。

○黒田委員

今、下水道の接続について、職員に協力を進めるということでしたけれども、まだつないでいない職員がおるということでありますが、大体どのくらいいるんですか。

○松尾上下水道局業務課長

まず局の職員からということで、市内の居住者に調査をかけまして、対象の地区にあるもので1件未接続がいらっしやったんですが、去年新築をされて、今現状の職員の中では、ほぼ100%です。

ただ、市の職員になりますと、こちらのほうからは、ちょっといろいろ個人情報都合もありまして、依頼というような形で、庁議で資料を提出して、各部長に依頼をして、周知を行ってくださいというふうな、今のところは一方通行的なところなので、市の職員がどれくらい接続されていないかというのは、現在のところ、把握はしておりません。

○山口委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○池田委員

資料で、水洗化率の低い地域を対象に指導員が個別訪問したということで、その実績が右のほうだというふうに思いますが、この水洗化率の低い地域というのはどこら辺なのか、高いのはどこら辺なのか、その格差がどれくらいあるのか、その辺を。

○松尾上下水道局業務課長

ここに載せております佐賀、大和、諸富ですけれども、まず、地区ごとの水洗化率を申し上げたいと思えます。

佐賀地区では、やはり下水道の事業が古くから進んでおりまして、94.82%、諸富については、まだ事業が完了して間もないということもありますけれども、71.87%。

それから、大和地区で66.41%。

川副については、今整備中ですので、約30%ほどです。

それから、富士については、農業集落排水と、あと特定環境なんですけど、80.76%。

それから、東与賀はもう特定環境の公共下水道なんですけど、事業は終わっておりますけれども、約76%。

それから、久保田地区については、これも事業は終わっておりまして、約81%となっております。

○池田委員

あとアパート等の個別訪問というか、指導、それはどれくらい進んでいるのか、いいで

すか。

○松尾上下水道局業務課長

ここに載せております、381件回って40件となっておりますけども、これは棟数ですね。381棟、働きかけて、40棟が接続してもらっているというふうな状況になっております。

この中には、6件ぐらいのアパートもありますし、集合住宅で何十件というふうなこともありますので、必ずしもこの戸数イコールユーザーといいますか、そういうふうな部分については、まだ件数的にはふえるんですけども、棟数対棟数というふうなあらわし方になっております。

○福井委員

今の接続の指導実績の数だけを見ると、アパートは棟数で言われているということで、接続の戸数というのは10%を超えていますけれども、いわゆる指導員が回られて、全体では6,090軒回って401件ということで、6.6%ぐらい。佐賀地区はいいけど、大和、諸富がかなり低いという現状ですけど、これは接続の完了時期等もあるかもしれませんが、これだけ低いということについて、どんなふうな工夫をされていますか。

○松尾上下水道局業務課長

この訪問件数は、かなりやっぱり回られています。

その中で、報告を受けて分析しているのが、その中に、既に周辺部は、まずはついているのに空き家になっているというところと、あとは高齢者の世帯でもう後継ぎがないのでというふうなところもあります。

それから、金銭的理由でなかなか接続もままならないという中で、その中でも私どもが考えているのは、通常やはり生活用水として、水道の平均で言いますと、2カ月に40トンから50トン日常的に使われるような家庭を中心的に回っていかないと、空き家は相手がおられませんので、あとは高齢者の方にも制度の説明とかをやるんですが、「やはりあのかたを考えると」というような答えが返ってきて、なかなか難しい部分がありますので、やはり接続できる可能性がある部分にターゲットを絞って指導を行っていかうというふうなことで、今いろいろ地区を選別したり、データを抽出したり、そういうことをやっているところでございます。

○福井委員

先ほど、水洗化率の目標として、平成31年度までに92%となると、恐らくこのままでいけば平成27年度の予定でも89%、大体年1%ぐらいのアップに結果としてなっていくのかなと思うので、達成はできるかもしれんけど、課題というか、今おっしゃったようなことで、やっぱりいろいろと空き家であるとか、高齢者対策というのがあるので、この辺はしっかりと工夫を練ってぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○山下伸二副委員長

確認ですが、先ほど川副が30%というふうにおっしゃったんですけども、これは、対象

世帯に対する割合ですかね、それとも全戸数に対する割合ですかね。

○松尾上下水道局業務課長

対象世帯での水洗化率ですので、まだ工事中ですので、本来は工事が終わって、供用開始という告示をやるんですが、1年目でつながれるところは、新築がたまたま重なったとかあるんですけども、大体の流れとしては、3年以内に接続しなければいけないというふうに法で定められておりますので、大体3年目に接続の件数が上がってくるというふうな傾向になりますので、まだ川副町自体が流せる状態じゃないところも結構ありますので、そういうふうなところで接続率が低いというふうなことでございます。

○西岡委員

ちょっと農業集落排水事業のことについてお尋ねですが、農村下水道という形で今から進んでいきたいと思いますが、前々市長の西村市長時代に、局長も御承知かと思うんですが、終末処理場に比較的近いという形で、試験的にと申しましょうか、皆さんから御同意をいただいて、高太郎地区をやってきた経緯があるんですが、これは監査委員時代もずっと蓮池地区も含めて指摘をしてきたわけですが、その加入率がまだ100%じゃないというふうに聞いておりますが、試験的にやった高太郎地区、世帯数、加入戸数、どのくらいかを教えてください。

○松尾上下水道局業務課長

具体的な世帯数、戸数は調べさせますけども、今、議員が言われた西与賀については、元相応地区ですけども、佐賀市では蓮池と元相応があります。農集自体の水洗化率は57.16%になっております。

○西岡委員

蓮池は、次質問しようかなと思うとっけん、とりあえず元相応地区を。

○上下水道局職員

元相応地区が、約90戸ございますけども、あと残りが平成26年度末現在で接続されていない地区が25戸です。

○西岡委員

これは、かなり最初に事業を行った割には、努力もやっておられましようが、全然加入率が上がっていないというふうに思いますが、もっと力を入れて進めていかなくちゃいけないと思うんですが、まず、このあたりいかがでしょうか。

○上下水道局職員

事業を開始する際に、私は農林のほうでこの担当をしていたんですけども、これは地元申請事業ということで、100%同意があった地区を進めるということで、印鑑をとって始めた経緯があるんですが、実際に事業開始までにやっぱり十数年たっておって、代がわりをしたということで、子どもが入れないと、そういった具体的な理由がありますので、ここ数年もそういった理由を1件1件押さえながら推進を行ってきたんですが、なかなか追

いついていないというのか現状です。

ということで、これからも局を挙げて、1件1件潰していかなきゃいけないというふうに思っています。

○松尾上下水道局業務課長

今の元相応地区についての説明があつたんですけども、やはり上下水道局になりまして、最初に一番低いというふうなところでターゲットに上げて、全戸訪問をやっております。

先ほど低い理由はどういうことかということが問われたんですけども、やはり既に空き家になっているところもあります。更地になっているところもあります。その分は分母から減りませんので、残りの対象世帯も、かなり農村地帯ということで高齢の世帯もありまして、幾度となく足を運びますけども、なかなか、要は金銭的にも工事費も最低30万円から40万円ぐらいかかります。その中で、融資のあつせんとか、そういうふうなことも加えてどうですかというふうなことで行くんですけども、やはりあとのことを考えるととか、工事費がちょっと負担できないとか、そういうふうなことも実態としてはあるという御報告をつけ加えてさせていただきます。

○西岡委員

今、元相応地区は90戸、戸数があつて、65戸が進んだという意味ですよ。25戸残つるという状況の中で。これは当初、農村下水道は初めての試みでもあつたし、議会でも足を運んで、ああ、こういう形が農村下水道なんだという形で完成の後も見に行つたのをよく記憶しているわけなんですけど、加入率にはいろんな諸事情もありましようが、頑張つていただきたいと思ひます。

それから、今度は蓮池地区まで含めてから。

これも地元説明なり、御同意——高齢化しておることも十分承知の上でちょっと質問しておるわけなんですけど、それに対しては、非常に蓮池地区に終末処理場のこともいろんな諸事情があつたということで、そこも立派に完成を見た、こういう経緯も十分知つているわけなんですけど、公共下水道と違って加入率が非常に目立って低いんですよ。

まず、蓮池地区の済んだ戸数、それからパーセントまでよかつたら教えてください。

○上下水道局職員

蓮池地区の戸数ですが、普及世帯として、726戸です。水洗化世帯が394戸となっております。

(「パーセントは」と呼ぶ者あり)

○松尾上下水道局業務課長

パーセントは54.3%になります。

○西岡委員

努力もされているでしょうけど、ちょっと加入率が非常に低いということをやまず指摘しておきたいと思ひますが、この部分についても、地元説明から全部知つとるんですけど、御同

意をいただいてから事業を始めていったという経緯もわかっていますが、加入率促進のために努力していただきたいというふうに思いますが、局長、何かあったら。

○金丸上下水道局長

今、接続の質問があっていますが、水道と下水が事業統合して、一番先に私が指示をして接続率を上げようというのは、蓮池地区を対象として取り組みをやりました。

先ほどから答弁をしていますが、やはり蓮池地区は空き家とか、それから、ある程度老人の方のひとり暮らしとか、そういう部分があって、なかなかこっちが思うような実績が上がらないというのは、実態調査の中で明らかになったわけですが、今後もいろいろな県の補助とか、そういう部分を紹介しながら、何とか粘り強く、取り組みをやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松尾上下水道局業務課長

済みませんが、蓮池地区の先ほどの件数と水洗化率ですが、平成25年度のデータを御説明したので、訂正をさせていただきます。

平成26年度末で、接続水洗化世帯が406件の55.9%になります。

○山口委員長

はい、わかりました。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なかったら、ちょっと私、一つ確認です。資料の確認。

きょう出していただいた2番の水洗化率向上の取り組みについてという中で、○の一番下、融資あっせん・利子補給制度、県の洋式便所改造云々とありますけど、この一番最後の県の洋式便所は、個人向けは関係ないですよ、これは。商店とかアパートとかその程度だったと思うんですが、確認します。

○上下水道局職員

市の制度としては、自治公民館が20件ぐらいつないでいますけども、県の制度として、飲食店とか、そういった店舗に対するもので、個人は関係ないです。

○山口委員長

それでは、ほかに御質疑もないようですので、上下水道局からの説明を終わります。

執行部の皆様は退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○山口委員長

それでは、カラス対策経費(捕獲)の今後の方針について執行部の説明を求めます。

◎カラス対策経費(捕獲)の今後の方針について 説明

○山口委員長

それでは、ただいま執行部から説明がありましたので、委員の皆様からの御質疑をお受

けいたします。

御質疑がある方は挙手をお願いします。

○実松委員

効果があるとして、1基箱わなをふやすということですが、これは1基じゃなくて、もっとふやすということはできないんですか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

平成27年度につきましては、予算化されている分は1基でございますので、平成27年度はその予定にしております。

今後、状況を見てからということになるかもしれませんが、なかなか設置場所の選定が、城内周辺、県庁周辺となると難しいところもいろいろございますので、これ以上、この周辺に増設できるかどうかというのは、地元との調整とか、いろいろ状況を見ながらになるかと思えます。

○実松委員

箱に入ったカラスはどういうふうに分しているんですか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

狩猟につきましては、佐賀県の猟友会のほうにお願いをしておりますけれども、おとりを二、三羽入れておきまして、そこに餌を置いておくと、そこに仲間のカラスが入ってくるようなこととなります。

それで、10羽程度集まると、そこからおとりを残して捕獲して、旧清掃工場のところに持って行って、炭酸ガスで殺処分をして、あとは焼却処分という形にしております。

○実松委員

これは前もちょっと聞いたことがあると思うんですけど、何回も何回も繰り返しやりますよね。それで、入ってくるもんなんですか。カラスは頭がいいから、もうあそこに入ると捕まるぞみたいな、そういう発想にはならないんですかね。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

実績を見てみますと、毎月コンスタントに入っているということと、ことしも9月に設置をしているんですけども、もう既に市村記念体育館とかは10羽以上入っているという状況を聞いていますので、ある程度の数はことしも捕獲できるのではないかとこのように思っております。

○福井委員

確かに市村記念体育館のほうは恐らくねぐら的には多いだろうということで、こういう数になってはいるんですけども、カラスは3日食べないと死ぬというのが我々の聞きかじっている話なので、ガスで殺さなくても黙って餌をやらなければ多分死ぬでしょうね。だから、あえてガスで殺処分するということですね。確認だけ。

○田中環境部長

私どもは個体調整を行っておりますが、やっぱりカラスを捕獲したら、それはきちっと安楽死をさせてやるということが基本でございますので、そこはそういう処理をさせていただきます。

○福井委員

今、いみじくも部長が個体調整という表現をされたけども、個体調整というものの意味が我々が十分によくわかっていないのが1つと、数的なめどというのは考えられているのかどうか。ちょっとその辺を2点。

○田中環境部長

県のほうにお聞きしますと、過去3年間ぐらいの平均的なもので——これは正式に公表はされておきませんが、県内に約2万羽ぐらいいると。その中で、県内に11カ所ぐらいのねぐらがあって、その最大のものが城内公園であるということです。

特に多いときには、その中にミヤマガラスを外せば、ハシブトとハシボソで約3,000羽から4,000羽ぐらいが城内公園にいるということです。

私どもは、あくまでもねぐらになっている城内の都市部のカラスを駆除するというところで取り組んでおきまして、郊外については、農林水産部が中心となってJAの捕獲の中で対応させていただいております。

ただ、先ほど言いましたように、城内公園に余りにも数が近年ふえてきているという傾向がございます。そのために、ふえ過ぎたカラスを憎くてということじゃなくて、まさに市民に迷惑をかけない程度まで数を減らしていくことが、郊外のカラスもカラスの被害も軽減できるという中で行っております。

専門家の意見の中には、例えば、先ほど言いましたように、城内に3,000羽から4,000羽ぐらいのカラスがいれば、その数相当ぐらいの個体を減らせれば、その減らした段階から徐々に数が減っていくような状況になると。ですから、黙っておればふえ続けるということですので、私どもがその個体を調整しながら、人間社会と共存できるようなところの状況までは減らしていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

○福井委員

いや、ですから、ちょっと今のところで少しわかりにくかったのは、こういうことに目標を置くのはいけないかもしれませんが、ずっと際限なく置くのか、個体数調整というその中身——今、いみじくも一定の数になればもうあとは減っていくだろうという、その辺はどれぐらいの数を見ているのか、ちょっとそこだけ確認をさせてください。

○田中環境部長

あくまでも、これから先の捕獲の実績だと思っております。

ですから、先ほど副部長も触れたかと思いますが、私どもが当面目指していくのは、年間1,000羽程度の個体数の調整を行っていくと。

それで、じゃあ1,000羽ずつとっていけば、毎年1,000羽で3年間すれば3,000羽減るか

いうと、そうでもないだろうというふうには思っていますので、今後のカラスの数的な状況も把握しながら、その段階で随時判断せざるを得ないのかなと思っております。

○西岡委員

副部長、説明のとき、最後に何というか、ひなとか卵の駆除をやっていると言ったんですが、かなり繁殖力が強いと聞いているんですが、どういう形で、平成26年度の実績、その辺をちょっと説明してくれませんか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

平成26年度に、巣、それからひなの駆除を行った実績でございますが、ひなで18羽、巣で3個、卵で8個の駆除を行っております。

(発言する者あり)

○山口委員長

もう一回いいですか。済みません。この19番の資料の132ページをお開きいただきたいと思っております。そこに載っている数字で間違いないと思っております。

○西岡委員

どうも報告ありがとうございました。

それで、卵もひなもまだ努力せんばいかんと思うばってん、もとは絶たなければ減っていかないとやなかろうかというふうに想定するんですが、その辺の努力をやっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

カラスの捕獲と一緒に、毎年4月から巣とかひなとかの駆除を行っております。委託をしてさせていただいているんですけども、市民の方々から情報を得られた分については見て回って、余り高いところはちょっと高所作業車が入りませんが、とれる範囲については駆除をするというような方法をとっております。

職員も見て回って、あの辺に巣があるよとか、そういう情報とかがあると、予防的にとるような対策をとるようにしています。

○黒田委員

設置場所が城内公園で県有地のところでありますので、もちろん先ほど自治会の御協力ということで言われましたけど、これはやっぱり強力的にだつとやらないと、だらだらだとしても私は効果はないと思うんですよ。

というのは、やっぱりずっと繁殖をしていくわけですからね。そういう意味では、やっぱり平成26年度は541羽でしたけれども、ことしはもう終わりですけども、来年、そこが3,000羽いるとするならば、やっぱり極力そこをして、わな設置もね、やっぱり県有地でありますので、これをしてもらったら困ると言う人は恐らくおられないと思うんですよ。景観上もあるというように思いますが、そこは工夫をされて、やっぱりそういうふうにしなないと、これはイタチごっこになるような可能性がありますので、そこは十分に要

望をしておきたいというふうに思います。

○実松委員

今、黒田委員が言ったように、私も、だらだらやるより一気に集中的にお金をかけてでもやるべきだと思います。

それで、ほとんどの市民も、やはりカラスは迷惑で被害に遭われている方も多いため、より多くのカラスを駆除というか、捕まえて減らして行ってほしいんですけども、逆に、例えば野鳥の会とか、そういう団体から、ちょっと捕まえないでほしいとか、かわいそうだとか、そういうふうな逆の苦情というのがあるのかと、もしあったときにはどういうふうに説明をされているのか、お願いします。

○環境政策課生活環境係長

野鳥の会の方についても、今の状況というのは、ちょっとカラスが多過ぎるというふうにお考えになっているようです。そういった御意見は聞いたことがあります。

そういった状況ですので、私どものほうとしても、これから進めていきたいと思っています。

○山下伸二副委員長

生活被害の種別と、その件数の推移がわかれば教えていただきたいんですけど。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

生活被害というのは、主にふんが上から落ちてきたとか、そういう被害の分だと思えますが、あとは威嚇攻撃をしてきたとかいうことで、ほとんど佐賀市に寄せられる御意見というのは、威嚇攻撃のほうが多くて、ふん被害は、佐賀市にではなくて、県のほうにいろいろと御相談をされているような状況というふうに聞いております。

件数につきましては、種別ごとには分けておりませんで、去年カラスについて相談があったものは23件というふうを集計しております。この23件は、主に巣の情報でございますとか、カラスの威嚇攻撃についての御相談でございました。

○山下伸二副委員長

ふん害については県のほうにということですが、県にどれくらいふん害の苦情が佐賀市内から行っているかというのは把握されていませんか。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

申しわけありません。

それについては、件数の把握はしておりません。

○山口委員長

よろしいですね。

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないようですので、このカラス対策経費の今後の方針については、

以上をもって終わります。

続きまして、ごみ処理施設統廃合関連経費について執行部の説明を求めます。

◎ごみ処理施設統廃合関連経費について 説明

○山口委員長

それでは、今、執行部から御説明いただきました。委員の皆さんから御質疑を受けいたします。

御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○福井委員

ちょうど統合があるころに周辺の6地区からの要望というのがいっぱい出ていましたよね。百何件でしたかな。

○森循環型社会推進課長

整備箇所は133件でありまして、約180件の要望が当時ございました。それを一つ一つ個表にしまして、現地で確認して、周辺地区の6地区の皆さんに集まっていただいて、これはどう思いますかということで、評価といいますか、してもらって、残ったのが133件ということになります。

○福井委員

表の1番目、1ページのこれまでの事業内容で約3億円近い、特に整備関係が行われているわけですが、平成26年度の決算は、あれは予備費だったかな。一部まだ執行未了のところがありましたね。

○山口委員長

繰越明許じゃなくて。19番の141ページをごらんください。

(「141ページ、失礼しました」と呼ぶ者あり)

○森循環型社会推進課長

141ページにも記載しておりますが、トータルで1億3,500万円で、うち明許繰り越しが3,800万円。きょうの資料によりますと、2の平成26年度事業内容を2段に書いておりまして、上の段が平成25年度から平成26年度への繰越分、平成26年度現年度分が9,600万円という形で、トータルは1億3,500万円ということになります。

○福井委員

全体的な考え方なんですけど、統廃合によって大きなメリットもあったけど、同時に地域還元ということも当然必要になってくるわけですが、この裏のページには、統廃合の効果では51億1,000万円の建設費用の問題がある等々を考えてみれば、当然ながらその上には運営コスト減で3億1,000万円のコスト削減云々ということで、形的に言うと3億1,000万円のコスト削減効果の分が、逆に言うと地域還元というふうな考え方、我々も出だしのところ、そんなふうな考え方をしていたんだけど、そう考えたときに、平成29年度を事業完了ということになった場合に、やはりそれぐらいで終わるのかどうか。ちょっとその辺の見

通しを含めた考え方を。

○森循環型社会推進課長

これまでの事業は、委員言われたとおり2億9,000万円でございます。平成27年度予算は、1億4,000万円の予算をお願いしております。この表には載っておりませんが、今年度、平成27年度は1億4,000万円でございます。

この中で、2ヘクタール、西側といいますか、アルビータの周りの道路、昨年、補正予算で6,000万円と今年度の4,000万円分の約1億分をアルビータ周辺の道路の整備に、これの中に入れてございます。

その後、平成28年度と平成29年度があるんですが、これについては、来年度の事業をどれにするかというのをまだ定めておりませんで、予算要求までに積み上げて、それを議会のほうに3月議会で諮らせていただくという形で、トータルの額にしましては、正式にはちょっとまだつかんでいない部分でございますが、今現在、平成27年度まででいうと、2億9,000万円と1億4,000万円の累計で4億3,000万円。この中に、アルビータ周辺の道路の整備、1億円も入っているということになります。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、これで環境部からの説明を終わらせていただきます。

執行部の皆様は退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○山口委員長

それでは、水路浚渫伐採等業務委託（河川排水対策事業及び河川浄化対策事業）について、執行部からの説明を求めます。

◎水路浚渫伐採等業務委託（河川排水対策事業及び河川浄化対策事業）について 説明

○山口委員長

それでは、執行部から説明がありましたので、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

御質疑をお受けする前に、1つ、資料の確認をさせていただいていいでしょうか。

今、御説明いただいた資料の1番、表がありますが、これは処理済みと未処理と他課への依頼となっておりますが、この他課への依頼というのがその後ちゃんと処理されたのかどうかというような内容はわかるのか、もう処理された分はこの処理済みの中に入っているのか、それはどうなっていますか。

○小池河川砂防課長

他課への依頼につきましては、河川砂防課の職員がその要望のあった方と一緒に他課の

職員にきちっと引き継ぎをすところまではやっておりますが、その後、処理されたか処理されていないかについてまでの答えは持っておりません。

○山口委員長

はい、わかりました。

それでは、委員の皆様、御質疑がある方は挙手をお願いします。

○福井委員

今、他課へ依頼して、その後の状況はよくわかりませんというのは、私はちょっといかなものかなと。

受けたのは、川を愛する週間云々等が出てきたわけですから、それを受けた以上は、最後まで状況というか、それをきちんとするのは当然じゃないですか。他課へ依頼したから、その後は知らないじゃなくて、きちんとそこは見てやらないとやっぱりいかんと思いますよ。そこのところは、ちょっとおかしくないですか。

○小池河川砂防課長

例えば、農村環境課で把握されている水路の場合、そこは農村環境課に回すときには、当然、我々も同行して農村環境課の方に引き継ぐわけですけども、その場ですぐ答えが出た分についてはわかるんですけども、若干時間を要したものについては、もう農村環境課にお願いしている状況です。

○福井委員

それがいかんのではないかと。

だから、やっぱり窓口として受けて、それは市民からの要請なんだから、市民も頼んだけれど——もちろん現場と一緒にいるとはいえ、1カ所に言えば全部わかるぐらいのことになっておかないと、そこは私はやっぱりおかしいと思います。ちょっと部長。

○志満建設部長

確かに川を愛する週間の中での要望ということでございますので、河川砂防課が、まずはその内容については受けております。受けた内容については、仮に他課の業務であろうと、それは要望された方に、最終的な対応については御報告——できないも含めてですね、実際要望を受けた方に何らかの形で報告をするというのは当然だと思っております。

それについては、河川砂防課で受けた内容でございますので、他課に頼んだものについても、最終的にはどうされたかというのは把握をして、当然、要望者に対しては、何らかの形でお伝えをするということで対応してまいりたいと考えております。

○山口委員長

私が意見を申し上げるのもなんですが、河川砂防課が絶対ということではなくて、他課に振ったのであれば、例えば農村環境課に振ったのであれば、農村環境課がきちっとその市民に対してフォローをやってくれたらいいんですよね。

それで、やりましたということ河川砂防課のほうにきちっとまた連絡をしていただければ丸くおさまるので、そのあたりの横のつながりをやっていただきたいという意味での福井委員の御意見だったと思いますので。

ほかに御質疑ありませんか。

○福井委員

一昨日の委員会でもちょっと指摘をしましたがけれども、やはりここまで未処理の部分が多いので、しゅんせつ、伐採、その中に幾分ここにはやりましたという部分もありますけれども、基本的な枠組みというか、特にしゅんせつの関係等々はやはり、もちろん伐採も含めてですけど、地域の皆さん方が河川清掃に出るときに、非常に高齢の方がたくさん出られている中で現実はどうもできんよと。

皆さん方も多分現場に行かれていると思うし、また我々も事実上そこでやってみたときに、特に佐賀市の中心部を含めて、やっぱり川を愛する週間で高齢の方々がやっていたときには、できない水路というのはいっぱい出てきているから、その辺はやはり全体的に、私は総体的に予算の枠を膨らましてでもやるべきだろうと。

これは用排水対策の特別委員会のほうでも委員長報告か何かに出ていた経過もありますので、改めて、その辺はきちんとやっぱり考えていくべきだろうと思います。

一昨日は、市民の皆様になお御努力をという課長の答弁もあったけれども、御努力不可能という部分が現実に出てきているわけですから、その辺はよく実態を見ていただきたい。その辺のことについて対応をきちんとしていただくことが望ましいと思いますので、やっぱり全国の自治体の中でも川を愛する週間というか、これだけ河川清掃に力を入れて市民が協力している自治体というのはそう多くないですよ。そういったことを含めて、予算で対応できる分はきちんと対応できるような努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○志満建設部長

今、福井委員から言われたとおり、地域、地区によっては、高齢者の方が多くて、なかなか河川清掃が十分にできないというところが多々あるというのは、もう把握をしております。

せっかく全市を挙げての川を愛する週間で、そういうふうな取り組みでやっておりますので、そこが至らないところについては、先日申したとおり、ある程度の予算も確保しながら、全市的に一定の河川清掃ができるような対応に今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山口委員長

ほかにございませんか。

○山下伸二副委員長

この表の確認ですけれども、1番のところ。これは要望件数がないですね。要望件数か

ら、これは多分しゅんせつの必要があると判断した案件が8件と書いてありますので、必要がないというのを除かなくちゃいけないんで、これを合計したのが要望件数ではないということですかね。

例えば、その下に未処理の中の「残りの浚渫（14件）については、現地確認後、浚渫の必要があると判断した案件（8件）を平成27年度に発注予定」ですよ。

ということは、6件は必要ないというふうに判断したということは、この6件は、処理済みにも未処理にも他課へ依頼にも入っていないということですよ。そういう数の確認でいいですか。

○河川砂防課維持係長

未処理については、内容的には、継続的にしゅんせつをしなくちゃいけないところも当然入っていますので、例えば、今年度ここまでやりますよ、来年度ここまでやりますよということで地元の方には了解を得ています。でも、実際、要望されているのが全部終わっているわけではないので、未処理の中に計上しています。

○山下伸二副委員長

そしたら、この373件が要望件数ということでもいいんですね。

○河川砂防課維持係長

はい、そのとおりです。

○山下伸二副委員長

平成26年度に要望があって、残り8件が平成27年度中に発注予定ということで、年度末までかかったとすれば、要望がでてから、もう足かけ2年ぐらいいかなるわけですね。

その間に自治会とか、要望者に対して対応されているのかどうか、そのことを確認させてください。

○河川砂防課維持係長

要望については、全て受付簿をつくっています。その中で、通常、市民の方が苦情を言われますと、1週間も待たせれば当然また再度苦情が来ますので、できるだけ月に最低でも一、二回は、こちらから御連絡をするような形をとらせてもらっています。

○山下伸二副委員長

なるべく早く対応をしていただきたいということと、それから、2番で準用河川と主要幹線水路の年間委託は、箇所数とか大体の延長距離はわかりますか。

○河川砂防課維持係長

主な委託の内容といたしまして、三間川の除草、それと上碓川の除草、それと新川上流、城東川、地蔵川、それと一部、アベニュー与賀団地の調整池のほうも入っています。

済みません、件数というか、発注はまとめてロットで発注したりしているものですから、平米数で管理をさせていただいています。

三間川の除草につきましては、3万2,700平米、新川、城東川等を含めまして、ここは

ロットで発注しているんですけども、これも3万2,334平米でございます。以上です。

○山口委員長

今のは、トータルで幾らになりますか。

○河川砂防課維持係長

トータル6万5,034平米でございます。

○山口委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これをもちまして水路浚渫伐採等業務委託についての説明は終わらせていただきます。

次に、屋外広告物取扱い事業について執行部の説明を求めます。

◎屋外広告物取扱い事業について 説明

○山口委員長

それでは、執行部から御説明ありましたので、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。

御質疑ある方は挙手を願います。

○福井委員

現実に相談を受けた例から申し上げますと、いわゆる現状の事務所ないし店舗、これを改修するというふうなことで看板をかえるということで、この際大々的にやろうというような気持ちがあって、営業力をアップして購買意欲を高めようということで、従来の看板の大きさのままでやるよということで、これは、既存の分ですよ。やろうとしたところが、業者さんもそのつもりでやったと。ところが、クレームが入ったというようなことで、結果的にはそこで規制を受けたわけですけども、そういう話を聞いてみると、業者が当然わかっていないといけないんですけども、こういう法律の中身というのをですよ。

ですから、皆さん方は直接店舗に連絡されたりされているけども、そういう広報関係の業者に対しての、いわゆる宣伝とか、あるいは法律の内容の説明というのは、これはどれぐらいされているのか、ちょっとその点を。

○都市デザイン課職員

業者ですが、広告物を設置するためには、県に登録が必要となっております。

県の登録を受けた業者に対しましては、条例の周知ですとか、あと年に1回、講習会があったりしますので、そのようなタイミング、また、条例改正のタイミングなどで、基準の内容等をお知らせはしているところですが、なかなか皆さんがきちんと把握しているという状況では、実態としてはないようです。

なので、そういうお知らせというか、そのようなものはもっともっときちんとしていかなければならないなということは感じております。

○福井委員

お知らせというのは、どんなふうな形のお知らせをされているんですか。

○都市デザイン課職員

まずは、条例の施行時なんですけれども、そういうときには、広告物の手引きというものを送付しております。

それから、年々ずっと新しく業者もふえているというところもありますので、その方たちにも、県から情報をもらって、条例があるということと手引きを送付しているところでは、

○福井委員

県からのしおりをもらって云々と言われたけども、当然ながら、県には登録しないといけないですよね。県から登録されている業者というのは当然把握されているでしょうし、地域によっては、県外、市外の業者も仕事をされたりなんかもするわけだから、その辺をきちんとして、より徹底した周知を図らないといけないと思うんですけど、何となく今のお答えを聞いていると、ちょっと不十分かなという印象を持つんです。その辺はやはり、もう少し徹底すべきではないでしょうか。

そうでないと、現実に看板屋もある程度図面までつくって設計して、それでクレームが入ってくると、そこで費用も発生して、結果的に損失をこうむっているということが出てくるわけだから、それは知らないあなたが悪いでしょうというんじゃなくて、十分知らせなかった行政にも問題がなしとは言えないと思います。その辺はどうでしょうか。

○武藤都市デザイン課長

業の登録は県にすることになっております。

市のほうがもらうのは、登録された業者名を市がもらっておりまして、佐賀市内は佐賀市の条例で運用しておりますので、お知らせ等は佐賀市が作成したものを、県からもらいました名簿に基づきまして送付とかしております。

県外の業者につきましても、佐賀県の登録が必要になりますので、随時、業の登録が新規にされたところについても、郵送等で佐賀市の条例の内容をお知らせしているところでございます。

先ほど係長も言いましたように、まだまだ周知が不足しているところもありますので、その分については、きちっと周知を徹底したいと思っております。

○武藤委員

先ほどの説明で、最後に個別指導などの取り組みを強化しということも言われました。

この間もちょっと質問させていただきましたけれども、今までの話を聞いておりますと、この5年、周知期間を経た後、特に広告面積が多くて、違反しているところについても、私もちょっと相談を受けましたもので聞いておりますけれども、通知の封書が来て、写真が入って、こうこうですよということで、その後が——何もこう対応をしながら、例えば、

来てもらうとか、こっちのほうから行ってでも、その詳細について説明をされたかという
と、そうでもないという状況も聞きました。その方は、ほっとかかれているわけですね。そ
の後、何か言ってきましたかと聞いても、いやというような状況なわけですよ。

実際、今、理解をされて、一定の成果は出ているということを言われましたけれども、
20年に制定して、5年間の周知期間を置きながら、その後も時間がたっている割には、47.
24%ですか、ということは、半数以上の方がそのままほっとかかれているというような状況
の中で、一応特例はされましたけれども、最初の申請については、そのままの状態、そ
の後が金額が変わってくるというような状況もちょっと耳にしましたけれども、そういう
状況の中で、こっちから出向いてでも指導しないとなかなか理解を求められないんじゃないか
というような気がしますけど、その点どうですか。

○武藤都市デザイン課長

おっしゃるとおりだと思います。

特に自家用で、要するに業者を使わずに自分で申請をするというのは、書類の書き方も
含めて難しいところがあるかと思います。そういうことにつきましては、個別で指導した
り、書き方を教えたりということは当然必要だと思っておりますので、その辺の個別対応
も含めて、今後もしっかりやっていきたいと思っております。

○山口委員長

武藤委員、よろしいですか。

○武藤委員

それを私が言って申しわけないんですけど、これはほっといて、何年かしても罰則とか
こうとかというのはないのですか。ごめんなさい。

○武藤都市デザイン課長

条例上は罰則がありますけど、まだまだ周知が足りていないところもございまして、
いきなり罰則ということもちょっと困難だと思いますので、まずは、しっかり広報、それ
から指導、個別的な対応もしながら許可率を上げていくというのが大切だと思いますので、
今後とも御理解を得られるように努力をしていきたいと考えております。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○西岡委員

2ページの下のほうなんですけど、嘱託職員というのは、市役所OBの方かどうか、どう
ですか。

○武藤都市デザイン課長

嘱託2名につきましては、公募いたしまして採用しておりますので、OBではございま
せん。

○西岡委員

それから、撤去ボランティア団体の数という形で列記されておりますが、頭が下がる思いがするわけですが、初めから半分に団体数が減って、人数も半分に減ったというのは、何というか、まち並みとか環境を守るという観点でふえていっていいと思うんですが、その辺、どういうふうにお考えなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○武藤都市デザイン課長

上のほうの(3)の表を見ていただくとわかるかと思いますが、平成23年度までは非常に多かったんですけど、その後だんだん減っております。

撤去ボランティアの団体からは、作業をしたときに、いつ作業をしました、撤去したのは何枚ですという報告がございます。それを見てみますと、今は、活動したけどほとんど見当たらなかった。また、1枚とか2枚しかありませんでしたという報告がございます。

特に、参加されている方は、自分たちの所在のある場所周辺で作業をされているということもございますが、そういうふう枚数が減っているということで、要するに団体としても、周りはないよということで、更新時期に撤去ボランティアをやめられるという団体があるということもございます。

○西岡委員

よかったら、今残っている8団体の名前を教えてくださいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○武藤都市デザイン課長

企業の3でございますが、佐賀銀行、三協広告社、小松鉄工所でございます。

それから、自治会の3でございますが、開成校区自治会、上高木自治会、江上自治会でございます。

それから、その他ですけど、都市美会、これは県庁の土木職員のOBの方でつくられている会で、都市美会というのがございます。それと、白山名店街協同組合でございます。以上です。

○福井委員

確認ですが、4ページのところの許可件数、許可率は、平成26年度の分で新規は405件、継続165件、変更35件ですけど、継続というのはどういう意味なのか、変更というのはどんなふうなことなのか、ちょっと改めて済みません。

○都市デザイン課職員

2段目の継続というところは、165件ですが、これは、広告物の許可をしたものについて、広告物の許可期間が3年というふうに定めていますので、それを3年ごとに更新というものが参ります。その件数です。

変更の35件ですが、広告物の大きさを変更するですか、版面の変更ですね、一般の広告物でいうと版面を変える、オーナーというか、広告主がかわられるというような場合、変更の許可が必要となりますので、その分の件数です。

○福井委員

この変更の分ですけど、自分たちでわかってこういうふうにして登録になった場合と、言われて、指摘をされてかわったというのは、その辺はどうですか、現実の比率としては。

○都市デザイン課職員

半々くらいだと思います。

○福井委員

半々の場合は、言われて指摘をしたというのは、言ったのは市の職員が回っていて指摘をされたというケースがあるんですかね、ほとんど。

○都市デザイン課職員

継続のタイミングのときにかわっているということで、実はこれは継続じゃなくて、変更のほうでいかないといけないですねという話をする場合もあります。

○福井委員

最後になりますけど、この辺のことはやっぱりきちんと、パトロールを含めてやられているというのもあると思うんですけど、私がちょっと懸念するのは、例えば本来ならば版面が従来どおり、あるいは若干ふえたというようなケースがあったときに、業者とか、あるいはそれからもう1つは、お店の人自身も通知を受けながら忘れていたり、あるいはもうそのことは関係ないと思ってやっちゃったと。そのままずっと、時によっては、さらに違反に違反を重ねているというケースも出てきていると思うんですけど、そういうものというのは、きちんとやっぱりやっていく必要があると思うんですね。

現実には、こういう屋外広告物条例を出している以上は徹底させていかないといけないので、いや知らなかったよということでは済まないようにしておかないといけないと思うんですよね。さっきちょっと一部罰金とかという話もあったけど、そういう例もほとんど現実にはないと思うんですけど、その辺の対策というのは考えられていますか。

○武藤都市デザイン課長

全市的に全てを見ていくというところは、非常に苦しいところがございますけど、今、嘱託員の2名が地区を定めながら、撤去する張り紙とかをしながら現看板の状況も把握しておりますので、そういうパトロールの中で新たにふえたり、変更したりというものも把握していきたいと考えておるところでございます。

○福井委員

47.2%をどう評価するかということもあるんですけど、基本的には、議会の一員としては低過ぎると。だから、やっぱりこれはどんどん上げていけるようにもっと努力する必要があると。いろんな機会を通じてお知らせもいいけど、何らかの形でPRをしていかないと、やっぱりなかなか効果は上がらないなという感じに思います。

○武藤都市デザイン課長

おっしゃるとおりでございます。まだまだ周知が不足していると思いますので、機会を

見つけながら、しっかり周知して許可率の向上に努めたいと思っております。以上です。

○山口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この後、委員間討議をしなければいけないので、ちょっと私のほうから1点だけ確認をさせていただきたいのは、先ほど福井委員からの質問だったと思うんですが、例えば家の場合というのは、当然、建てる前に建築確認申請がおりないと建てられないわけですから、もうそれ以上進むことはないんですが、例えば看板とかを業者に発注をして、それをつけようと思って、そこまでの準備をしていたにもかかわらず、市のほうから違反のお知らせがあったというような形で、例えばオーナーであったりとか、その看板業者がつくったものが使えなくなったということで、何か不利益を生じてしまうようなパターンというのがあるかどうか、そこをちょっと確認しておきたいんですが。

○都市デザイン課職員

実態として、業者が設置されるときに、その基準とか、つけられる場所かどうかという確認をしっかりとされないままに話が進んでいたというのはあります。

ただ、設置までされて撤去しなさいというのは、今のところは出ていないと思います。

○山口委員長

設置までじゃなくても、例えば設置する前に、あらかじめもうつくってしまった、もしくは途中までつくっていたというパターンは考えられると思うんですよね。その後で指摘を受けた場合というのは、結局それが使えなかったということは、どちらかがやっぱり不利益をこうむる可能性は当然あると思うんですよ。そういった場合もありますかということを知っているんです。

○武藤都市デザイン課長

例えば大きな店舗でありますとか、事前の景観の届けでありますとか、建築のほうに相談があります。その中で、図面の中で看板等の話がありますので、そういうときは事前に御説明して、看板の手続きがあるということと、看板の大きさの規制があるということの御説明ができる体制になっております。

それから、通常ですと、さっきも申しましたが、登録をしていない業者が立てられない、要するに登録していないと立てられないということでございます。新規の業者は別としまして、これまで長年登録をされてやられているところは、もう十分理解をされておりますので、そういう方は事前に相談をされて、この場合はどうだろうかということもしておりますので、今のところ直前になってとか、立てた後にそういうふうトラブルになってということはありません。

○山口委員長

それは、役所に入ってきていないというだけでしょう。例えば、オーナーと看板業者の

間ではトラブルになっている可能性だってあるんですよ。と思うんですよ。

だから、先ほど周知のことをいっばいおっしゃいましたが、やっぱり事前にそこら辺も踏まえた形でしておかないとどうかなと思うんですけれどね。

それと、もう1点確認なんですけど、これは平成26年度に条例改正をされたことによって、手数料の収入そのものというのはやっぱりこれだけ落ちると思うんですよ。今までに比べてどれぐらい——ざっとでいいですから、どれくらい落ちていくのか。これは歳入面にかかわると思いますので、教えていただけますか。

○都市デザイン課職員

まだ、継続というものは先になってくるんですけれども、想定されるところで言いますと、おおむね3割程度に落ちるんじゃないかということです。

○山口委員長

3分の1になるということね。7割減ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにまだありますか。

○武藤委員

最初申請して許可をもらってから、次の切りかえというのは何年だったですか。

○都市デザイン課職員

3年です。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、建設部からの説明をこれで終わります。

執行部の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部退室

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間討議

○山口委員長

それでは、これから意見・提言を行う案件に対する各委員の意見を伺う委員間討議を行いたいと思います。

皆さんのおかげで、1つ30分で昼過ぎると思っておりましたが、一応説明自体が昼前に終わりましたので、実は、昨年度は項目1つについて、それぞれの委員さんから一言ずつ意見を伺うというような方法でやっていたようですが、もう今5項目全て聞いたわけですので、もう皆さん方の中からこれとは、それと逆にまた、これはもう要らないんじゃないかというような御意見があれば、もうこの場でお話をいただければそれでいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、どなたか御意見があれば。

(発言する者あり)

○福井委員

ごみ処理統廃合の問題については、ぐっと飲み込んだ部分もあるんですけど、これは恐らくもう引いていいと思います。

○山口委員長

ほかに何か御意見ありませんか。

○黒田委員

上下水道の普及率につきましても、やはり当局としてはそれなりの努力をされていますが、何せつける側の問題も多々あるというふうに思うんですよね。言われたように空き家とか、高齢化とか、実態はそのとおりなんです。そういう意味では、ここでは、計画はずっとされていますので、これも下げていいのではないかと思います。

○山口委員長

そしたら、1人ずつ意見をいただいたので、実松委員、何かありますか。

○実松委員

カラス対策については、さっきもちょっと言ったんですけども、黒田委員も言ったように、今、実験段階とか、そういうふうな感じでちょっと、箱わな2つで今度また1つふやすとか、はっきり言って、そういうレベルでは絶対カラスの数は僕は減らないと思うので、これもっと強化をしていく必要があると思うので、これは必要だと思います。

○山口委員長

ほかの項目ではどうですか。

○実松委員

ほかの項目は、屋外広告物ですけども、これは、非常に難しいと思うんです。罰則も今のところは余りないという曖昧な感じで、結局、はがきとか、電話とか、そういうのを送っただけで、払ってくれる人がラッキーみたいな、ちょっと言ったらそういう感じになっていて、僕は半分でもよく払っているなというのがちょっと正直あるんです。よね。

どっちかという相談を受けるのは、看板とか飲食業とかは死活問題になるわけで、前は払っていなかったものに対してお金を取るというのは、非常に難しい問題だと思います。

ここからお金を取るというのは、やっぱりしつこくしつこく電話なり、出向いていくなりしていかんと、なかなか罰則もないのに、あいつも払っていないからこっちも払わないと、そういう状況というのが多くあるし、僕の耳にもいっぱい入ってくるし、先ほど皆さんが言われていたように、今のところは、余り強目の罰則というのはない状況ですので、しっかり周知を徹底するか、何回も何回も丁寧に丁寧にお願いするしかないと思うんです。よね。これは、今後もしも取り上げてほしいと思います。

○山口委員長

武藤委員、いかがですか。

○武藤委員

私も屋外広告については、ちょっとお尋ねもさせていただきましたので、これはもう必要ではないかと。先ほど実松委員が言われたとおりだとも思っておりますが、もう1つ、しゅんせつが建設部は市街地とか、工業団地の中の水路とか、特にこの間も質問が出ておりましたように、周辺部になると、ほかに農家の皆さんがおられるとか、農地・水で対応しているとかということがございますけれども、この市街地の中がそれこそ地元の人がやっていたかかないとできない。しかし、水路によっては、どうしても機械が要ったり、しゅんせつしたものをどこに持っていったらいいかというような、それで自治会長も役員も困ってあるというのが本当に多いような気がします。

そういうところについては、予算的なことがあって、来年まで待ってくれんですかというような答弁もあっておりましたけれども、これは当然、自治会を通じて相談でもあった場合は、やっぱりほかの予算を削ってというのはおかしいんですけど、それは対応してやるべきじゃないか。そうしないと、環境的にも本当に十分でないところがあるようにも見受けられますので、必要じゃないかというような気持ちを持っています。

○山口委員長

はい、ありがとうございます。

池田委員、いかがでしょうか。

○池田委員

武藤委員と一緒にすけども、水路に関してはやはり、議会報告会でも要望が毎回ありますし、それに対して、やはり議会としても何か対応というか、執行部に対してそれに対する意見・提言をしなければいけないと思います。

同じくカラスに対しても、中心部については、カラスの被害に対する要望も特に強いこともありますので、これについてもやはり、去年は環境面でもありましたけども、捕獲という分については、やはり集中的に3,000から4,000羽のうち1,000羽を何とか捕獲すればということもありましたので、その辺を重点的にやるべきという意見を出してもいいんじゃないかというふうに思います。

あと下水道とか、ごみ処理については、さっき出たように下げてもいいというふうに思いますが、屋外広告物は、これは非常に難しいし、執行部も調整してやっている部分であるんですよ。

ただ、これは公平性とかいう部分については、しっかり公平性を保つようにしなければいけないし、以前も公有水面の占有についても、取ったり取られなかったりというのがあったんですけども、これもしっかり取るという方向で今やっているということですので、執行部も大変努力してやってはられるんですけども、これはまだ50%弱。た

だ、これから大変なんですよね、実際は。ここまではちゃんといくんですけれども、ここからが非常に難しい部分もあるので、もう少しこれは様子を見てもいいかなという気がしますので、2点ぐらいでいいんじゃないかなと思います。

○山口委員長

はい、ありがとうございました。

西岡委員、いかがでしょうか。

○西岡委員

屋外広告物のほうからいきたいと思うんですが、これは最後に答弁いただいたように、47%ぐらいじゃまだ位置づけが低いという認識で、もっともっと、この部分もパーセントを上げていかなきゃいかんという答弁も引き出したんですが、公正・公平という観点で、この辺は上げていいんじゃないかろうかと私は反対に思いました。

あと、水路しゅんせつ関係も副委員長がただしていったんですが、市街化区域の中における水路、こういう部分については、遅いか早いかということで、2年間で要望のあった部分が処理できているという状況を答弁いただきましたが、非常に市街化区域の中の水路はいいなとつくづく思ったわけです。

我々も、川を愛する週間で、春と秋と自治会総出でやっておりますが、ほとんどが農林水産部所管でありまして、なかなか対応していただけないという状況、この辺の部分が、川を愛する週間は昭和50年代に宮島元市長の提案で始められたという答弁も過去引き出したことがあるんですが、もう約40年経過する中で、市民の皆様に大変位置づけがあって、市街化区域、調整区域、まだまだ差があるなとつくづく思ったんですが、これはちょっと農林水産部とは全く関係ないですが、でも、川を愛する週間で人を春秋出すんだという観点では中心部も一緒のことでもあろうし……。

○山口委員長

いや、西岡委員は関係ないとおっしゃいますが、基本的に我々は、調整区域の中でも、川を愛する週間のときのそういう要望とかは河川砂防課に行きますから、河川砂防課が窓口になった後で農林水産部に行くわけですから、これは関係なくないと思いますよ。

○西岡委員

なるほどね。その辺を最後に要望みたいになるからと言っていた部分があるさ。

○山口委員長

いやだから、今言われたのが半ば市民を代表する要望という形であれば、ぜひこれを残した形で、そういった面も先ほど言われたように予算の拡充等も含めて……。

○西岡委員

そのためにも、河川砂防課のほうから、胴着とかいろんな観点をお借りしているという部分もわかっているけれども、この部分がどうかなあと。予算をそっちのほうに反映させるためにも、これは必要かなという部分があります。以上ぐらいかな。済みません。

○山口委員長

はい、ありがとうございます。

副委員長、いかがでしょうか。

○山下伸二副委員長

今聞いていますと、上げたがいいんじゃないかと言われているのがカラス対策経費と水路しゅんせつ、それから屋外広告物なんですけども、カラス対策と水路しゅんせつについては、予算の強化だとか、取り組み時期だとか、取り組み数量の明確化をさらに求めていくという点では、提言としては非常にふさわしいかなと思うんですけども、屋外広告物については、引き続きお願いをするということが提言として形になるのかどうか、あとの作業を考えたときにそこら辺が非常に難しいのかなと。

屋外広告物については委員長からの口頭報告がありますので、その口頭報告の中で、さらに取り組みを強めていくという程度にして、提言としては取り上げなくてもいいのかなと。そうすると、カラス対策と水路の関係の2点ぐらいを提言として捉えたらどうかなというふうには考えておりました。

○山口委員長

はい、ありがとうございます。

一通り皆さんからお話をお伺いしたんですが、今、副委員長がおっしゃったように、例えば、5項目の中から2項目、3項目上げて、あと取り上げていない部分に関しては何もしないということではありません。きょう出た内容をしっかり委員長報告の中で盛り込みます。委員長報告の中では盛り込んでいきます。

ですから、下水道の分に関しても、当然やっぱり今から先、これは私の個人的な意見なんですけど、まだ残っているのは川副地区だけなんですけれども、やはりノリとの関係で、平成30年をひよっとしたら越す可能性だってなきにしもあらずなんです。

それと、水洗化率に関しましては、もう昔のものを幾ら言っても一緒なんですよ、意外と。ですから、ここ3年ぐらいで竣工したところを徹底してとにかく上げていくというような努力はやっぱりしていくべきだと思いますので、やっぱり報告の中で頑張れよというエールを込めてそのあたりはやらなきゃいけない。

ごみ処理施設統廃合関連経費についても、全く何もしないということではありません。

今、副委員長からおっしゃっていただいたように、あくまで提言という形のことを踏まえれば、まさにおっしゃっていただいたように、カラスの対策であり、水路しゅんせつの分というのは非常に提言しやすいんですね、確かに。ですから、この2つは間違いなく私も入れるべきだと思っています。

屋外広告物の取り扱いについては、1つ皆さんから意見が出たように、47%ということ、それからあとは実松委員からも言われたように、払っている人が損をして、払ってない人が逆にもうけるというような公平性の問題は、ぜひ私は指摘をしたいと思うんですが、こ

れが、あくまで決算議案の中での提言ということでありますので、私もこの分に関しましては委員長報告の中で少し強目に指摘をするということに済ませていただければ、カラスと水路、この2点を取り上げて、あとの3点は委員長報告の中で盛り込むという形にさせていただければなというふうに思うんですが、それでも納得いかんという人があったら言ってください。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、きょうまとめた分に関しましては、次回、週明けの9月8日の火曜日、午前10時にもう一度お集まりをいただきまして、その提言の内容、それから委員長報告の内容等を事務局のほうで整理してまとめますので、それを確認いただくということが作業になります。

その確認をする中で、皆さん方で、いや、この部分はもうちょっと強く言わんばいかんとじゃなかろうとか、この部分がちょっと抜けているんじゃないかというようなところがあったら、そこでまた御指摘をいただければなというふうに思っております。

事務局からもし何かもう一回確認の意味であれば、どうぞ。

(発言する者あり)

○議会事務局職員

今、それぞれの委員のほうから意見も交えて案件の絞り込みについて意見を言っていたんですけども、先ほど選ばれた2件につきまして、きょうのやりとりでありますとか、先ほど言われた中身以外のことで言われた意見等があれば、そこら辺もありますので、その御確認をしていただければと思います。

○山口委員長

ですから、5項目のうちで今2件決まりました。残りの3件につきましては、あくまで委員長報告ということでやらせていただきますので、そこは置いておいてもらって結構です。

ですから、今2件について、カラスと水路しゅんせつの部分に関して執行部とのやりとりをしたプラスアルファで、これだけはあるようなところがあれば。出た中で確認でもいいです。

○福井委員

カラスについては、先ほど池田委員も言われたけれども、現実には市村記念体育館周辺というか、あの辺を全部含めて、3,000羽から4,000羽だと。

ただ、一定の個体数になれば次第に減っていく。そのめどは1,000羽だということでもありますので、1,000羽目標はきちんとして、市村記念体育館のところのところに置いたときに、月によっては100羽超えている部分もあるから、その辺と、今度新たにまた道路の北側にもつけるということになってきますと、やっぱりそうなってくるとそれで目標を達成できると思うので、そういう面では、漠然とただカラスをとるというのではなく、一部の意見としては早くやらんかいということもあったけども、そういう面では、要するに伝えてほし

いメッセージとして、やっとりますもんねということだったから、そうじゃなくて、もうこれできちんと大体2年間ぐらいでできますよというふうなことをめどをつけてやるべきということを私は思いました。

どんとやれということの別の表現としてね、そういうことを私は意見として言いたい。

○山口委員長

ほかにございませんか。

○西岡委員

ひなと卵も少な過ぎだったから、もっと強力にやるべきだという形で、その辺は少しだけ要望しておきましたので。

○山口委員長

本当少なかったですね、卵などはね。

○西岡委員

いや、ひなや卵を早くせんなら、繁殖力が強いから、そういう観点で言ったわけですが。

○山口委員長

わかりました。

ほかに、この件についてありませんか。

○山下伸二副委員長

佐賀県庁周辺には3,000羽から4,000羽というふうな話をされたんですけども、その数も実際に本当かどうかというのは、県からの情報でという話だったわけですよ。

まず、実態がきちっと把握されていないというところ。実態が把握できなければ、目標も立てられないでしょうし、年度的な計画も立てられないでしょうし、かごを幾ら設置すればいいのかというのが、根本的なことが出てこないわけですよ。

だから、その方法があるのかどうかは別として、実態を把握する努力ということをぜひ要望すべきかなというふうに思います。

○山口委員長

さらなる実態把握をすべきということですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、水路しゅんせつではいかがですか。

大体水路しゅんせつは、いろいろ皆さんから御意見を出してもらったと思うんですが、改めてこれをというのがあれば。

○山下伸二副委員長

西岡委員からもあったように、中心市街地だけではないもんですから、ただ窓口としては河川砂防課に来るわけですよ。

○山口委員長

そうです。

○山下伸二副委員長

委員長も、それから福井委員も指摘されたように、その後の把握をされていないというのはこれはだめですから、いろいろな情報連携を含めて、ほかの部署、関係他課との連携についてもやっぱりしっかりと提言をすべきかなというふうに思います。

○山口委員長

それと、私からなんですけれども、川を愛する週間という言葉が何回も出てきましたが、いろんな地域で川を愛する週間は、いい制度だけでも、結構高齢者が多くて、なかなか出てこれないということ、それと来た人たちも特に高齢者が多くて、なかなかどこまでの作業、例えば川の中に入って、ただごみを拾うだけという程度だったらいいんですけども、草刈り機を持ってどうこうするところがなかなかできない自治会というのがやっぱりふえてきています。

そういった意味では、最終的にはある程度市が、この部分の予算は、僕はマイナスシーリングじゃなくて、少なくとも対前年プラマイゼロ、もしくは実態からすればプラスシーリングでもして対応していいんじゃないかなというふうに私個人は思いますけどね。

○福井委員

よくわかっていますと執行部は言いましたよね。皆さん御苦労されて、各地域が頑張っているということとはわかるし、高齢者がふえているということとはわかるということ、やっぱりそれでも現実の実態は乏しいから、よく実態の把握をしてほしいということをつけ加えてほしいなと思います。

市長が回られたりされているところもあるけれども、やっぱり市の幹部が回るというだけではなくて、担当課も含めて、実態をよく把握したほうがいい。それが将来につながってくると思います。

○黒田委員

市民が快適な生活をするという観点からすると、要するに、草がぼうぼう生えていると流れなくなる。ごみがたまる。そしてまた、夏は蚊がいるとか、そういうまで発生するわけですよ。そういう意味では、快適な生活を営みたいという市民の願いをかなえるべきだというふうに思います。

というのは、大きな川は、案外、年に一度ばあっとしているんですね。問題は、生活をしているところが、そういう形でもうできないという状態だから、そこについては十分配慮していただきたいと思います。

○山口委員長

わかりました。

それでは、再確認になりますけれども、皆さん方の討議の結果、意見・提言を行うべきものは、カラス対策費（捕獲）の今後の方針について及び水路浚渫伐採等業務委託（河川排水対策事業及び河川浄化対策事業）について、以上2点となりました。

この2点につきましては、委員の皆様方から出ました意見をまとめた上で、次回の委員会で協議をまた行いたいと思います。

次回の委員会は9月8日火曜日、午前10時を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これもちまして本日の建設環境委員会を終了いたします。お疲れさまでした。